

(略)

東京都監査委員	伊 藤 ゆ う
同	伊 藤 こういち
同	茂 垣 之 雄
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

令和 5 年 3 月 6 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

本件請求において、請求人は、令和 4 年度東京都若年被害女性等支援事業委託について、当該事業の受託者である法人 A の事業計画書が東京都若年被害女性等支援事業実施要綱（以下「本件実施要綱」という。）に違反するものであるにもかかわらず承認されている、同要綱に違反し契約が十分に履行されていない、会計に異常な点が多数存在すると思われるなどとして、都が概算払した委託料の返還等を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

東京都若年被害女性等支援事業（以下「本件事業」という。）について、都は、本件実施要綱を定めており、これによれば、様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立の推進に資すること

を目的とし、都が実施主体となり、その事業の一部について、年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等に委託等して行うことができる」とされている。そして、同事業において、都は、「（１）アウトリーチ支援」（困難を抱えた若年被害女性等に対して、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談及び面談等の支援を実施するもの）、「（２）関係機関連携会議の設置」（都が、行政機関、民間団体及び医療機関等で構成する会議を設置するもの）、「（３）居場所の提供に関する支援」（若年被害女性等の身体的・心理的な状態や家庭環境等により、一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合、居場所を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み等に対する相談支援を実施するもの）及び「（４）自立支援」（累次にわたる相談支援を提供しつつ、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する利用者について自立支援計画等に基づき自立に向けた支援を実施するもの）といった事業を行うこととしている。なお、他の国庫補助金や都補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して４（１）の②（相談及び面談）、（３）及び（４）の事業を実施する場合は、本件事業の補助対象とならないとされている。

一方、請求人のいう厚生労働省の自殺防止対策事業とは、国の自殺防止対策事業（以下「国事業」という。）をいうものと解されるところ、令和４年度自殺防止対策事業公募要領によれば、同事業は、自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）において、民間団体の活動に対する支援が国及び地方公共団体の責務として位置づけられていることを踏まえ、自殺防止対策に取り組む民間団体に支援を行うことにより、一層の自殺防止対策の推進を図るというものであり、民間団体の行う先駆的、全国的な自殺対策の基盤となる取組等、国が特に支援を行う必要がある自殺防止対策事業に対して国が財政的支援を行うこととされている。

#### １ 本件事業と国事業との重複に関する主張について

請求人は、法人Aは、かねてより本件事業と国事業を重複して行っており、それは法人Aの公式HPに記載されているLINEの連絡先アカウントや運営時間が国事業と全く同一なことからも明らかであり、法人Aの実施状況報告書において、相談事業について国事業の数値を合わせて報告しているとして、他の補助を受けて実施している既存事業を活用して本件事業を実施する場合には補助対象とならないとする本件実施要綱に違反すると主張する。

このことについて、法人Aは、本件事業を受託し、国事業の補助を受けて活動しており、このような相談支援の現場においては、若年被害女性等からの性暴力や虐待等

に関する相談から自殺に関する相談に至ったり、逆に自殺に関する相談から性暴力や虐待等に関する相談に至ることもあり、相談の件数の切り分けが難しく、このため相談実績には、国の相談件数も混在する状況にあるということを局の説明により確認している。また、相談者に対しては、相手の立場に寄り添い、傾聴することが重要なことから、相談によって対応職員を変えるのではなく、同一の職員が一貫して対応することとしており、事業ごとに専従とはせず、それぞれの職員について従事割合により人件費を按分していることなどについて賃金台帳等で確認したところ、本件事業に国事業の補助金を充当している事実は認められないということを局の説明により確認している。

請求人が主張する実施状況報告書の相談件数は、それに要した費用を重複して補助対象とすることは禁止されているものの、上記のとおり相談件数を国事業と本件事業とで切り分けることは困難であって、都が法人Aとの間で締結した令和4年度における本件事業に係る契約にもそのことを禁ずる規定は見当たらない。

したがって、相談件数が国事業と本件事業とで合算されたものであったとしても、人件費が按分されている場合は、このことを理由に上記各事業に係る費用が重複して補助対象とされていると言うことはできず、同一の法人が上記各事業を受託している以上、連絡先アカウントや運営時間が異なることは不合理なことではない。

以上から、請求人の上記主張は、財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

## 2 法人Aの実績に関する主張について

請求人は、法人Aの本件事業に関する平成31年度以降の各実施状況報告書（モデル事業に関するものを含む。以下「本件各実施状況報告書」という。）中の相談人数等の記載を引用し、3年間でほぼ実績が変わらない、法人Aの事業全体に関する報告書（以下「本件各事業報告書」という。）における事業経費が年々増加しているにもかかわらず、相談等に関する実績は各年度でほぼ近い値である等と主張する。

この点、請求人が本件各事業報告書に関するものとして引用する箇所は部分的に抜粋されたものであるが、本件事業に係る契約に基づいて都に提出される本件各実施状況報告書の実績数と本件各事業報告書のそれとでは、後者は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく事業報告書の一部とみられるところ、本件事業以外の事業における活動実績も含まれていることがうかがわれることから、本件事業に係る進捗状況等を明らかにするために委託者である都に報告する本件各実施状況報告書とは、集計の前提が異なるものとみられ、集計に関する考え方や根拠等も明らか

でなく、財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

また、請求人は、オンラインによる相談実績に触れ、活動実態についてもまったく信頼できない旨主張するが、その根拠は特定のアカウントについての活動履歴に関するものであることがうかがわれるところ、この疎明からは本件実施要綱に違反し契約が十分に履行されていないことを具体的かつ客観的に摘示しているものとは言えず、財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

### 3 令和4年度における本件事業に係る事業計画書に関する主張について

請求人は、令和4年度における本件事業に係る事業計画書について、当該事業に係る経費の内訳等を摘示した上、令和3年度のもをそのまま修正していないのだろう、どこに行くための交通費なのか等と述べ、都による当該計画書の承認は不正な承認と言わざるを得ない、当該計画書における経費の額と第1四半期及び第2四半期に係る各実施状況報告書における取組状況の記載とを比較し、何らかの不正、不当な支出があると云わざるを得ない、と主張する。

しかし、請求人の上記各主張は、受託者による上記の実施計画書及び実施状況報告書の記載及び取組に関する意見や疑義を述べるにとどまり、これをもって、都との委託契約や当該契約に基づく都の公金の支出が違法・不当であるとする事由を主張・疎明しているものとは言えないことから、都の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。